

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 二七
- 生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件 二七
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 二七
- 生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件 二七
- 地籍調査に関する事業計画を定め 二七
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件二件 二七
- 産業廃棄物処理施設等設置事前協議書の提出があったので公告する件 二七
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 二七
- 土地改良事業の工事の完了について届出があった件 二七
- 政府調達に関する苦情の受付及び処理の状況を公表する件 二七

公 告

告 示

福島県告示第三百三十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年四月二十二日

名 称	所 在 地	福 島 県 知 事	佐 藤 雄 平
のだまち胃と腸のクリニック	福島市野田町六丁目二一三九	指定年月日	平成二〇年三月三日
大笹生歯科医院	同 市大笹生字中ノ内三八一	同	同 年三月一日

コスモ調剤薬局野田町店 同 市野田町六一五一一 同 年 四月一日

あんず薬局 喜多方市字一丁目四五六九一三 (社会福祉課)

福島県告示第三百三十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。

平成二十年四月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

名 称		所 在 地
変更前	医療法人愛生会三浦産婦人科医院	喜多方市字前田四九六五番地の五
変更後	医療法人愛生会三浦クリニック	

(社会福祉課)

福島県告示第三百三十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十年四月二十二日

名 称	所 在 地	福 島 県 知 事	佐 藤 雄 平
あんず薬局	喜多方市字一丁目四五六九一三	廃止年月日	平成二〇年三月三十一日

(社会福祉課)

福島県告示第三百三十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。

平成二十年四月二十二日
 名 称 福島県知事 佐藤 雄平
 所 在 地 休 止 年 月 日
 小泉医院 二本松市木幡字田中九番地 平成二〇年
 四月一日
 (社会福祉課)

福島県告示第三百三十七号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、平成二十年四月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

調査を行う者の名称	調査地 域	調査期間
福島市	立子山第一 飯坂町茂庭第六 立子山第二 立子山第三 大波第一	平成二二年三月三二日
会津若松市	神指第五	同
郡山市	片平町館西 福良南郷 田母神第四 福良南郷第二	同
いわき市	上樋売B 旅人G 上永井A 大平F	同
白河市	南登り町 立石山第一	同
須賀川市	江花第三 江花第四 滝第二	同
喜多方市	磐見第八	同
伊達市	梁川第四 梁川第五 梁川堰本第二 石田第六 石田第七 石田第八	同
伊達郡桑折町	半田第一七	同
同 郡国見町	小坂第四 泉田第三 泉田第四 泉田第五	同

岩瀬那天栄村 牧本第一七 牧本第一八

南会津郡下郷町 小野第二 芦ノ原第一

同 郡只見町 樋戸第二 樋戸第三

同 郡南会津町 針生第三 高野第一

耶麻郡北塩原村 大塩第二 大塩第三

同 郡西会津町 上野尻第四 上野尻第五

同 郡磐梯町 法正尻第三 法正尻第四

河沼郡湯川村 粟ノ宮

同 郡柳津町 細八第五 細八第三

大沼郡会津美里町 相川

東白川郡塙町 常世中野一 常世中野二 板庭一 川上

同 郡鮫川村 西野沢 大戸中第一

双葉郡葛尾村 野川第一 野川第二

(農村計画課)

福島県告示第三百三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十年四月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

一 解除予定保安林の所在場所

伊達市霊山町石田字佐須峠六の六

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

(治山対策課)

福島県告示第三百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十年四月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 解除予定保安林の所在場所

伊達市霊山町石田字佐須峠六の六、六の八から六の一まで、六の一四、字渋谷地八の五

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(治山対策課)

公 告

公告第二百十八号

福島県産業廃棄物処理指導要綱（平成二年福島県告示第三百三十八号）第十条第一項の規定に基づき産業廃棄物処理施設等設置事前協議書の提出があったので、同条第六項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十年四月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

榎葉町建設業協同組合 代表理事 渡邊 征

二 産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区

福島県双葉郡榎葉町大字山田岡字カチグリ地内

三 産業廃棄物処理施設等の種類

安定型最終処分場

四 産業廃棄物処理施設等の処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の埋立処分用に供される場所の面積及び埋立容量）

埋立地の面積 七、四八二平方メートル

埋立容量 四八、八五〇立方メートル

(産業廃棄物課)

公告第二百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十年四月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

磐城小川江筋土地改良区

退任した役員

役員 氏名

理事 中根 久守

同 草野 弘

同 芳賀 昭平

同 櫻村 正

同 松崎 仙助

同 新妻 太十

同 高田 幹久

同 白石 龍夫

同 松崎 昌幸

同 猪狩 一弥

同 中野 一巳

就任した役員

役員 氏名

理事 草野 弘

同 高田 幹久

同 西郡 忠幸

同 渡辺 淑夫

同 高羽 斌

同 松崎 仙助

同 新妻 太十

同 草野 佳久

同 中野 一巳

同 中根 進

同 猪狩 一弥

住所

いわき市平中神谷字水前四五番地

市平上平窪字大釜地一番地の三

市平馬目字池田九番地

市平下神谷字宿九五番地

市四倉町狐塚字雨田七〇番地

市四倉町細谷字御殿八二番地の一

市平下平窪字四左工門内二四番地

市小川町下小川字味喰野四七番地

市平絹谷字大苗代四七番地

市四倉町大森字上三六番地

市平中神谷字瀬戸二二番地

住所

いわき市平上平窪字大釜地一番地の三

市平下平窪字四左工門内二四番地

市平下片寄字北町二二番地

市平下神谷字赤沼八九番地

市平絹谷字杉内四二番地の二

市四倉町狐塚字雨田七〇番地

市四倉町細谷字御殿八二番地の一

市小川町下小川字中柴三九番地

市平中神谷字瀬戸二二番地

市平下神谷字沢帯二二番地

市四倉町大森字上三六番地

(農村計画課)

公告第二百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第二項の規定により、次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。

平成二十年四月二十二日

土地改良事業を行 った者の名称	地区名	土地改良事 業の種類	施行認可年月日	福島県知事 佐藤雄平
会津宮川土地改良区	宮川高 田	基盤整備促進 (農業用用排水 施設)	平成一五年四月二 三日	工事の完了年月日
			平成二〇年三月二 六日	

(農村計画課)

公告第二百二十一号

政府調達に関する苦情の処理手続要綱第九の規定により、平成十九年度第四四半期における苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成二十年四月二十二日

苦情の受付件数 零件

福島県知事 佐藤雄平

(審査課)